

## 令和5年 第13回 栗原市農業委員会総会議事録

令和5年11月28日午後1時30分、下記の件の議定のため令和5年 第13回 栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第5号 非農地証明願について

### 1 出席委員 (24名)

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1番 佐藤 勝 委員、       | 2番 山田 善太郎 委員、   |
| 3番 高橋 文彦 委員、      | 4番 菅原 昌行 委員、    |
| 5番 曾根 香代 委員、      | 6番 曾根 金雄 委員、    |
| 7番 高橋 榮一 委員、      | 8番 大沢 純香 委員、    |
| 9番 三浦 俊輔 委員、      | 10番 高橋 寛 委員、    |
| 11番 菅原 勝宏 委員、     | 12番 氏家 勝子 委員、   |
| 13番 岩 渕 弘 委員、     | 14番 鈴木 和子 委員、   |
| 15番 三浦 正勝 委員、     | 16番 尾形 陽一郎 委員、  |
| 17番 千田 公之 委員、     | 18番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 19番 鈴木 伸 委員、      | 20番 氏家 優一 委員、   |
| 21番 米山 嘉彦 委員、     | 22番 佐々木 進 委員、   |
| 23番 三浦 栄 会長職務代理者、 |                 |
| 24番 吉田 優俊 会長      |                 |

### 2 欠席委員

なし

### 3 議事に参与した者

事務局長補佐	千	田	昌	代
農地農政係主幹兼係長	菅	原	英	史
農地農政係 主 幹	高	橋		潤
農地農政係 主 事	菅	原	佑	太

( 午後1時30分 開会 )

#### 議長 (吉田優俊 会長)

《開会あいさつ》

それではただいまから、令和5年第13回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は24名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議場の換気をしております。

#### 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、  
議席番号11番 菅原 勝宏 委員、議席番号12番 氏家 勝子 委員の両名を指名いたします。

#### 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声 —

#### 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

## 千田事務局長補佐

資料に基づき報告。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番から6番までの6案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

次に、第2区の番号7番から番号11番までの5案件、について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

次に、第3区の番号12番の1案件、について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、について、事務局から報告いたします。

## 事務局

資料に基づき報告。

## 議長

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、去る11月21日、議席番号5番 曾根 香代 委員、農地利用最適化推進委員の 遊佐 誠義 推進委員 及び 小野寺 義幸 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、小野寺 義幸 推進委員 から報告願います。

## 小野寺 義幸 推進委員

推進委員の小野寺です。去る11月21日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号1番から6番は、経営規模拡大、労力不足と相手方要望による所有権移転売買、所有権移転贈与、賃貸借権設定となっており、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないものと判断しました。

番号7番は、営農型太陽光発電設備設置による区分地上権設定であり、許可にあたっては特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号8番から番号13番までの6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、去る11月20日、議席番号22番 佐々木 進 委員、農地利用最適化推進委員の相馬 香織 推進委員 及び 高橋 美智江 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号22番 佐々木 進 委員 から報告願います。

## 佐々木 進 委員

22番の佐々木です。去る11月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号8番は、経営合理化のための所有権移転贈与、番号9番は、労力不足による賃貸借権設定、番号10番から13番は、譲渡人の耕作不便や労力不足に伴う所有権移転売買であります。

許可にあたりましては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、いずれも特に問題はないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 「質疑なし」の声 —

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番から番号16番までの3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、去る11月21日、議席番号8番 大沢 純香 委員、議席番号11番 菅原 勝宏 委員、農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 推進委員 が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員 から報告願います。

## 安藤 康太 推進委員

安藤です。去る11月21日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりで、番号14番から16番は、新規就農や経営規模拡大による所有権移転売買、労力不足による賃貸借権設定で、許可にあたっては審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号16番までの16案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から番号16番までの16案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番 曾根 香代 委員 から報告願います。

## 曾根 香代 委員

曾根でございます。去る11月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局から説明のあったとおりで、番号1番は、現地を確認しますと住宅街にある畑で、現在は何も作付されていない休耕畑でした。

周辺に民家が数件ありましたが、転用許可にあたっては特に問題ないものと判断をいたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、

第1区の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

### 議長

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

資料に基づき説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番 曾根 香代 委員 から報告願います。

### 曾根 香代 委員

ご報告します。去る11月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番と2番は同じ案件で、現地確認しますと市街地にある何も作付されていない休耕田となっており、近隣の開発が進んでおり、転用許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。

番号3番は、営農型太陽光発電設備設置の一時転用案件で、現地確認しますと牧草作付のため整地されており、申請地は事業計画者の家族の土地であり、周辺農地への影響は特にないものと判断し、転用許可にあたっては特に問題はないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—



**議長**

15番 三浦 正勝 委員。

**三浦 正勝 委員**

15番の三浦です。番号3番の営農計画について、牧草利用は誰が行うのか伺います。

**議長**

事務局説明。

**事務局**

現在の所有者の家族が、牧草の売買を行う計画です。

**議長**

15番 三浦 正勝 委員。

**三浦 正勝 委員**

了解しました。

**議長**

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番から番号8番までの5案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

資料に基づき説明。

**議長**

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、相馬 香織 推進委員 から報告願います。

**相馬 香織 推進委員**

相馬です。去る11月20日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番から8番は、いずれも申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得る

ための所有権移転売買で、現地を確認しますと、いずれも生産性の低い農地で雑草が繁茂しており周辺は住宅地に近く、許可にあたっては問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号9番から番号12番までの4案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

資料に基づき説明。

#### 議長

次に、現地確認調査の結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 菅原 勝宏 委員 から報告願います。

#### 菅原 勝宏 委員

11番の菅原です。去る11月21日に4名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号9番から12番は、周囲を宅地や山林に囲まれた小集団農地で、現在は畑として利用されておりました。いずれも申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るための所有権移転売買で、許可にあたっては問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

**議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、  
番号1番から番号12番までの12案件、について、原案のとおり許可することに賛成の  
委員は挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、  
番号1番から番号12番までの12案件、については、原案のとおり許可することに決定  
いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

**議長**

ここで、会議開始から1時間が経過しましたので、午後2時35分まで休憩といたします。

(暫時休憩：午後2時25分から2時35分まで)

**議長**

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時36分)

日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号14番までの14案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

資料に基づき説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号15番から番号20番までの6案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

資料に基づき説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号21番の1案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

**事務局**

資料に基づき説明。

**議長**

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

**議長**

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、

番号1番から番号21番までの21案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、

番号1番から番号21番までの21案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

第1区の番号1番から番号3番の3案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

資料に基づき説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、遊佐 誠義 推進委員 から報告願います。

## 遊佐 誠義 推進委員

推進委員の遊佐です。去る11月21日に先の4名で書類審査及び現地確認調査を行いました。

番号1番は、数年前から労力不足が原因で原野化し周囲の原野と区別できない状況で現在に至っており、農地に復元することが困難な状況です。

番号2番は、1番と同様に数年前から労力不足が原因で原野化し周囲の原野と区別できない状況で現在に至っており、農地に復元することが困難な状況です。

番号3番は、先代である父の頃まで家庭菜園として管理されていましたが、隣接する山林の樹木が成長し畑まで覆いかぶさり、一部は畑まで侵入してきており農地に復元することが困難な状況です。

いずれの案件も、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。  
以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

#### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

#### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号 非農地証明願についての

番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

#### 議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願についての、

番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和5年 第13回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後2時47分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

吉 田 優 俊

議事録署名委員

菅 原 勝 宏

議事録署名委員

氏 家 勝 子